

平成31年2月定例会 自然再生・循環社会対策特別委員会の概要

日時 平成31年 3月 4日(月) 開会 午前10時 5分
閉会 午前11時19分

場所 第5委員会室

出席委員 土屋恵一委員長
内沼博史副委員長
藤井健志委員、宇田川幸夫委員、日下部伸三委員、新井一徳委員、
小谷野五雄委員、高木真理委員、権守幸男委員、醍醐清委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部]
加藤和男環境部長、安藤宏環境部副部長、永島裕久環境部副部長、
石塚智弘温暖化対策課長、高柳正行エネルギー環境課長、
石鍋恵子大気環境課長

会議に付した事件

低炭素社会の構築に向けた取組について

小谷野委員

住宅用の太陽光発電設備の普及は良いことだと考える。しかし、山の木を伐採してそこに太陽光発電設備を設置するのはいかがなものか。そうした事例が結構増えているが、環境破壊であるほか、すぐ下に住宅地があり豪雨による土砂崩れ等が懸念される状況である。畑や雑種地等の平地に設置するのであればともかく、山の保水力がない場所に太陽光パネルを設置すれば、豪雨による土砂崩れ等の事例のように災害につながると考えるが、規制はどうなっているのか。

エネルギー環境課長

山林に設置される太陽光発電設備のうち、大規模なものについては森林法の林地開発の許可が必要になる。その中で、安全性の確保などについても十分に審査が行われている。また、県においては、太陽光発電設備の設置事業者向けのガイドラインのひな型を市町村に示しており、これまでに22市町村でガイドラインの策定が行われている。ガイドラインには、設置に当たり安全を最大限に確保することや、地元市町村に計画内容を届け出て、地域住民に十分に説明することなどを盛り込んでいる。

小谷野委員

届け出れば認められるということか。果たしてガイドラインによる対応で十分なのか。地域住民への説明といっても、日高市や飯能市辺りでは住宅も少ないため、計画に反対するのは難しいと思われる。市町村が認めなければ計画を止められるようになっているのか。

エネルギー環境課長

森林を伐採して開発する場合、1ヘクタール以上の大規模な開発については、森林法に基づく林地開発の許可が必要である。許可を受けなければ開発事業を行うことはできない。許可の条件として安全対策が当然に求められており、それをクリアできなければ許可されない。その上で、ガイドラインによって、地元市町村や地域住民への説明や更なる安全対策等を上乘せしている。

小谷野委員

結論から言えば、やはり山に太陽光発電施設を設置するのは駄目だと思う。傾斜地は、確かに日当たりは良い。そうした場所で許可を受ける時点では安全対策の条件をクリアするかもしれないが、その後、何か事故が起きたときには誰が責任を取るのか。初めから、県の方針として不可とした方がよいのではないか。部長はどう考えるか。

環境部長

安全確保は非常に重要である。一方で、太陽光発電設備の設置事業者は、地価の安い山林において経済産業省の認可を受け、経済活動として売電により事業収入を得ている形態である。山林への設置については確かに危険な面もあるため、まずは農林部における林地開発許可の中で安全対策を講じてもらう。さらに、経済産業省の認可については、地域の理解が必要とされており、地元市町村から更なる安全対策の指摘等があればそれを踏まえないと認可されない。このように、二重三重の許可等を受ける必要があるのが現状である。

今後の方向性については、もう少し研究したい。

小谷野委員

もし土砂崩れ等の災害が起きたら、誰が責任を取るのか。

環境部長

事業を実施している事業者が、安全対策が不十分であった責任を負うものと考えている。

中川委員

- 1 市民共同太陽光発電の発電量及び寄附の総額について、他都道府県と人口当たりで比較した場合、どのような状況になっているのか。滋賀県等でも実施されていると思うが、それらの動向と今後の県の考え方を伺う。
- 2 農林部との連携になるが、農地をシェアリングして太陽光発電に活用することについて、環境部の考え方を伺う。

エネルギー環境課長

- 1 全国的にも例のない先進的な取組と考えていたため、他都道府県の状況については把握していない。この事業は、一般の県民から寄附を募り、それを事業費の一部に充てて太陽光発電設備を設置するものである。規模は小さいが、多くの県民を巻き込んで設置を進めている事業であり、現在、県内では23か所に設置している。自治会の集会所や保育園、幼稚園など公益的で人が多く集まる場所に設置を進めており、環境教育という点からも有効であるため、今後も更に取り組んでいきたい。
- 2 ソーラーシェアリングは、遊休農地の有効活用を踏まえ、農地のまま太陽光発電に利用するために考案されたものである。農業者の理解が得られるのであれば進めていく事業であると考えている。

中川委員

- 1 市民共同太陽光発電は、市町村によって実施実績にばらつきがみられる。県としてどのように取り組んでいくか。
- 2 ソーラーシェアリングについては、環境部がイニシアチブを取って推進しているのか。

エネルギー環境課長

- 1 県としても、多くの市町村で設置されるようにしたいと考えている。今年度は、初めての取組であるが、担い手であるNPO団体や自治会の方々に成功事例を伝え、関心を持ってもらうための機会を設けた。
- 2 ソーラーシェアリングについては、農林部が主導しているのが現状であるが、環境部としても、再生可能エネルギーの利用拡大という観点から、農林部と連携していきたい。

中川委員

市民共同太陽光発電について、モデル的に実施するのではなく、県全域的に実施するため、県は取組の進んでいない市町村をどのようにカバーしていくのか。

エネルギー環境課長

この事業は、関心を持つ県民の方から寄附をいただいて実施するものである。できるだ

け多くの県民を巻き込める仕組みを考え、取り組んでいきたい。

藤井委員

- 1 資料3ページの「(2)太陽光エネルギー」を見ると、県内の住宅用太陽光発電の累計件数の推移について、本県は愛知県に次いで全国第2位とのことだが、これは伸び率なのか、あるいは設置件数なのか伺う。
- 2 住宅用蓄電池の導入実績は平成26年度以降2,085件とのことだが、伸びているのかどうか各年度の件数を伺う。
- 3 住宅用蓄電池の導入支援額は1件5万円だが、十分な額なのか。もっと支援額が大きい他都道府県もあるが、どのように考えているのか。

エネルギー環境課長

- 1 住宅の屋根に設置した件数である。
- 2 平成26年度142件、平成27年度463件、平成28年度416件、平成29年度519件、平成30年度545件であり、順調に推移している。
- 3 営業を行っている民間事業者からは、この導入支援の補助が非常に有効であると聞いており、額は小さいが設置拡大に大きく寄与している状況である。なお、他都道府県等の状況については、例えば、東京都は対象経費の6分の1の補助で上限額が24万円、神奈川県は対象経費の3分の1の補助で上限額が30万円、県内では、さいたま市がキロワットアワー当たり2万5,000円で上限額が10万円と把握している。

藤井委員

住宅用太陽光発電の累計件数が全国第2位であることについて、住宅当たりや1人当たりの件数を把握していれば教えてほしい。

エネルギー環境課長

そのような観点では整理していないため、把握していない。

宇田川委員

資料2ページの「(3)中小企業における省エネルギー対策の促進」について、上段の「CO₂排出削減設備導入補助金」が県の環境みらい資金であり、中段の「省エネ投資に対する低利な制度融資」が、投資額に対して2分の1や3分の1、4分の1を補助する国の省エネルギー投資促進に向けた支援補助金であると理解していた。しかし、中段の説明を見ると、低金利かつ長期固定の制度融資と記載されている。これはどういうことなのか。

温暖化対策課長

上段と中段いずれの制度も県が実施する支援策である。上段は補助金であり、設備投資に対して3分の1以内で補助するものである。中段は低利の制度融資を実施する環境みらい資金である。

宇田川委員

環境みらい資金については、説明資料に補助率等が掲載されていない場合があるので、商工会等に対しては詳しく説明するようにしてほしい。また、国の省エネルギー投資促進に向けた支援補助金については、補助率が2分の1、3分の1及び4分の1と条件が大き

く異なっているが、県から働き掛けるなど、制度的に補助率を2分の1まで引き上げてもらうための方策があれば伺いたい。

温暖化対策課長

環境みらい資金は、中小企業が金融機関から低利で融資を受けられるようにする制度融資であり、補助率があるものではない。貸付利率については、信用保証協会の保証を付けない場合で0.3パーセントである。また、金融機関が返済についての保証が必要というケースもあり、信用保証協会の保証を付けた場合には0.01パーセントとなっている。県が金融機関へ差額分の利子補給をすることで、低利の融資を実施している。なお、国庫補助はあくまで国の制度であるため、県から補助率について働き掛けることは難しい。

宇田川委員

環境みらい資金は3分の1補助と理解してよいのか。

温暖化対策課長

事業費の3分の1を補助する制度は、資料の上段の「CO₂排出削減設備導入補助金」である。なお、補助額には限度額があるため、例えば設備投資費が1億円の場合、補助額は3,000万円まではいかない。一方、環境みらい資金は資料の中段の「省エネ投資に対する低利な制度融資」であり、信用保証協会の保証を付けない場合で0.3パーセントという低利で融資を行う制度である。

宇田川委員

二つの補助制度について、説明を聞いても分かりにくいと感じた。商工会議所や商工会、小規模事業者も恐らくなかなか理解できないと思う。制度融資等の補助制度について、どのような制度なのか、国と県の補助割合はどうなっているのか等の情報を整理してもらいたいどうか。

温暖化対策課長

商工会議所等には毎年度、制度の説明を行っているが、更に分かりやすい説明を心掛けていきたい。

高木委員

- 1 家庭部門の温室効果ガス排出量削減については効果を出しにくいと言われている中、基準年度比で5パーセント減少という成果が出ている。更に削減していくには、ゼロエネルギーハウスのような取組も有効だと思うが、環境部で行っている事業があれば教えてほしい。
- 2 再生可能エネルギーの占める割合について、国は、現状の14.6パーセントを、2030年度には、22パーセントから24パーセントに引き上げる目標を立てている。一方で、本県の現状は5.2パーセントに過ぎないが、今後、どのように向上させていくのか。再エネ発電の割合が全国よりも低く、風力や水力の利用も難しい中、本県の住宅用太陽光発電設備の設置件数が全国第2位ということは、住宅用以外の太陽光発電設備の普及を推進する必要があると考えるがどうか。
- 3 本県における地中熱利用には大いに期待している。今後、大規模な建物を建設する際に地中熱利用システムの導入を義務付けることは、コストが高額なため難しいと思うが、

産業労働部等と連携して事業者に働き掛けを行うなど、できる限り導入が進むようにしてほしい。県はどう取り組んでいるのか。

エネルギー環境課長

- 1 環境部では中小工務店に対する取組を進めている。ゼロエネルギーハウスの建築にあたっては、工務店や設計事務所が今までになかった手続であるエネルギー計算等を理解する必要があり、昨年度から講習会を開催して支援を行っている。
- 2 本県は、太陽光以外の再生可能エネルギーの可能性に乏しいため、太陽光エネルギーで拡大を図ることが重要である。なお、本県は電力の大消費地であるため、国の目標を達成するのは非常に困難である。また、国は水力発電を重点的に活用して目標を達成する計画であるが、本県は平坦な地形であり、高低差を利用した水力エネルギーの活用が難しい地形的ハンデがある。ついては、快晴日数日本一や戸建て住宅が非常に多いというメリットを生かし、できる限り再生可能エネルギーの普及拡大に努めていきたい。
- 3 太陽光の次に期待できるエネルギーは地中熱と考えている。ただし、地中熱利用はこれからの技術であり、設置コストが非常に高額である。さらに、期待される効果も明らかになりつつあるが、まだ十分には判明していない。実証実験の結果を踏まえて省エネが図れることを示しながら普及を進めていきたい。また、どうすれば普及が進むかについて、関係部局と連携して考えていきたい。

高木委員

- 1 完全なゼロエネルギーハウスではなくても、家の保温機能を高める意味で、例えば二重窓にしたり、アルミ製から樹脂製への窓サッシ交換に取り組む家庭を増やすことでも効果が出ると思うが、そういう検討を行っているのか。また、LEDへの交換についても取組を進めてきているが、まだ十分には浸透していない。家庭においてできることは省エネルギー家電への買い換え等いろいろあるが、サッシ交換等もその一つである。どう普及に取り組んでいくのか。
- 2 再生可能エネルギーの発電量については、他都道府県並みに確保されているのか。

温暖化対策課長

- 1 住宅は窓から多くの熱エネルギーが逃げている場合が多く、窓断熱は非常に有効である。現在、県では事業者と連携してLED化を推進しており、ホームセンターにも取り組んでもらっている。また、現在は、DIYで簡易に窓断熱に取り組める製品をホームセンターでもかなり取り扱っている。他県では、自分で手軽に施工でき、かつ断熱効果も高いそれらの製品を県民に紹介する取組事例がある。県としては、住宅の断熱化についてホームセンターと連携し、推進していきたい。

エネルギー環境課長

- 2 発電量については把握していないため、太陽光発電設備の設備容量についてお答えする。住宅用は約54万キロワットで設置件数同様に全国2位、住宅用以外のいわゆる10キロワット以上のものは約85万キロワットで全国16位となっている。

日下部委員

- 1 パリ協定にアメリカと中国は入っていないと思うが、アメリカと中国のCO₂排出量は世界全体の何パーセントを占めているのか。

- 2 フロン類を漏えいしている事業者に対する罰則はあるのか。また、機器を修理する場合に県から補助する制度はあるのか。
- 3 本県のエネルギー自給率はどうなっているのか。また、2016年度の再エネ発電の割合が5.2パーセントとなっているが、残りの94.8パーセントの内訳を伺う。
- 4 市民共同太陽光発電の補助額は幾らか。
- 5 地中熱利用システムを導入した県内2事業所の事例が紹介されているが、それぞれの導入コストは幾らか。

温暖化対策課長

- 1 アメリカと中国はパリ協定を批准している。トランプ大統領は脱退を表明しているが、表明してすぐに脱退できる仕組みではないため、アメリカはまだ協定に留まっている。また、CO₂排出量の割合は2015年の数値で、中国28.4パーセント、アメリカ15.4パーセントとなっており、シェアは1位と2位である。

大気環境課長

- 2 フロン排出抑制法では、機器を使用しているときの漏えいに罰則はないが、機器を廃棄する際にフロン類を回収せずに大気中に放出した場合は、50万円以下の罰金の規定がある。また、機器の修理に対する県の補助制度はない。

エネルギー環境課長

- 3 エネルギー自給率については、様々なエネルギーを考慮しなければならないことから把握していない。また、再エネ発電の5.2パーセント以外の部分の内訳については、電力会社から購入しているものであるため把握していない。
- 4 市民共同太陽光発電の補助率は2分の1であり、上限額は60万円となっている。
- 5 株式会社イトラスト埼玉は総事業費4,995万円である。獨協大学創立50周年記念館の総事業費は確認していない。

日下部委員

本県の電力は5.2パーセントしか県内で調達できていないということか。

エネルギー環境課長

その通りである。